

第1問

1 規制①の憲法適合性に7112

(1) 規制①が、高速路線バスの運行に712、生活路線バスを
運行する乗合バス事業者のみ認めているので、高速路線バスのみを運行
する事業者は、高速路線バスのみを高速の運行をすることが出来る。
したがって、高速路線を事業として事業を行う自由を害するので、下設業選択の
自由(憲法22条1項以下各款のみ)を制約している。

また、~~乗客~~規制①は、生活路線バスへの参入規程に712. 既存
の生活路線バスが運行している路線に限り言及している。したがって、事業者
が自由な路線でバスを運行する自由が奪われたため、可成り活動の自由を
制約される。

すなわち、言義連の法律案第3の1と第4が、憲法22条1項に反するのでは
ないかという問題である。

(2) 17 職業業とは、人が自己の生計維持のために営む活動である。22条
1項は、職業業選択の自由を保障する。すなわち、職業業の開始、継続、廃止
に关して、公権力による介入を受けないという自由を有する。また、職業業を営む
に付する条件や態様について、原則として職業業を営む者が自由に決めることが
できる。22条1項は、職業業が社会に密接に関連し、社会を支える基本要素である
とともに、人が自分の望む職業業で働くという自由を保障するため、明文で定めた
権利である。

1 路線バスを運行する乗合バス事業者は、生活路線バスを運行するか高速
路線バスを運行するか両者いずれも運行するかによって事業を営む。どちらの
バスを運行するかは事業者がバスの利用者の需要に応じて決める。主たるバスを運行する事業者は、

注釈の一覧 :再チャレ 第一回 サンプル答案 その 1.pdf

ページ :1

-
- 番号 : 1 作成者 : s-matsuura-mobile タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/06 22:34:22
規制手段の合理性を検討している箇所が言葉足らずで、文章の意味が読み手によく伝わりません。誰が読んでもわかる丁寧な日本語で表現してください。
規制②は時間が足りなかったのだと思います。時間が足りない要因は様々ですが、答案から読み取れる要因としては、「無駄な一般論的な記述が多い」ということが挙げられます。一般論的な記述にも一定程度点数は振られているとは思いますが、そこよりも規制手段の合理性など、当該事案に即した検討の部分の方がより配点は高いですので、そこに分量を割けるよう、記述の配分は意識してみてください。
-
- 番号 : 2 作成者 : s-matsuura-mobile タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/06 18:14:55
細かいことですが、「第 1 問」と書く必要はありません。第 2 問は行政法で、別の答案用紙に書くことになりますので。
-
- 番号 : 3 作成者 : s-matsuura-mobile タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/06 17:56:40
一般論が少し長いです。憲法22条1項の内容として、狭義の職業選択の自由と職業活動の自由とが保障されることに学説上も争いはありませんので、端的に両自由が保障されると記載するだけにした方がコスパが良いです。

第1問

1 う。したがって、乗合バス事業者が、どのような路線やバスを用いた事業を
2 営むか、そして、乗合バス事業者が、どのような地土や、場所で路線バスを用いた
3 事業を営むかは原則として自由に決める。

4 (3) そもそも、職業は社会的な多様性を及ぼし、職業はその種類、
5 が多種多様に存在する。職業活動の自由及び選択の自由は「公共の
6 福祉に反する限り認められる」とされている。しかし、一律にどのような
7 職業が公共の福祉に反するか決めることはできない。どのような職業活動
8 が公共の福祉に反するか定めることはできない。

9 一般に公権力が職業の自由及び選択の自由を規制
10 する目的として、社会生活の安全や秩序の維持のために行われる消極目的に
11 基づくものと、経済的な観点や経済格差を是正するために行われる積極
12 目的に基づいて行われると考える。そして、職業が多様性のために規制
13 の目的や規制の手段、態様も多様な形で行われる。

14 したがって、どのように職業活動や選択を規制するかについては、
15 立法府の判断によって決まる。また、立法府による裁量的
16 判断が尊重される。一方、例外的に立法府の裁量的判断が、明白に
17 合理的判断に基づかないものといえる場合は司法審査が及ぶ。

18 具体的には、議連が検討した法律案の骨子のうち、第3の1と第4
19 が設けられた目的と第3の1、第4がどのように職業の選択及び活動
20 を制限するのか、態様を客観的に審査し、議連の合理的判断に基づくと
21 いうかどうかを検討する。

22 (4) 第3の1が、高速路線バスは、半端路線バスを運行する乗合
23 バス事業者のみに運行を認めようとしている。

ページ:2

番号:1 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/06 17:57:58

イ、ウは、本問において制約されている具体的な自由が、憲法上の保障を受けるか、という保障範囲の論証と思いますが、ここも端的に「〇〇の自由は、憲法22条1項の「職業」として保証される」と記載するだけで良いと思います。

番号:2 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/06 17:58:51

職業に対する規制の目的は、積極目的と消極目的だけではなく、様々です。

番号:3 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/06 18:00:20

職業選択の自由に対する制約の合憲性の判断枠組みが整理できていないように思います。薬事法判例をよく読みましょう。

第1問

1 第3の1が設けられた目的は、生活路線バスを運行する乗合バス事業者
2 の収益を改善するために行うものである。結果には、全国の生活路線
3 バスの路線廃止や減便が相次ぐこと、高齢者や高校生など生活
4 路線バスを利用することができない利用客の移動手段を失
5 こととなる。第3の1の目的は「公共交通の維持」である。
6 したがって、第3の1は正当な目的に基づくと。

7 また、第4が設けられた目的も、既存の事業者の経営の安定を害さない
8 目的にあるため、既存のバス事業者の利益を守る目的として正当なものである。

9 一方、第3の1では、高速事業の乗合バス事業者が高速バスを運行
10 できなくなれば、高速事業の乗合バス事業者が生活路線バスに参入
11 すれば、高速路線バスも運行できる。しかし、高速事業の乗合バス事業者
12 にとり、生活路線バスの参入を条件に高速路線バスの運行を認める
13 ことは、多くの経費を生じさせるため、かえって、高速事業の乗合バス事業
14 を営むための経済的基盤が失われる可能性がある。また、貸切バス
15 事業に転業すること、高速路線バスの運行を委託することによって、形式的
16 的には高速路線バスの運行ができる。しかし、乗合バス事業と貸切バス
17 事業を比較すると、前者はバスを所有せずに、貸主に賃料を支払いバス
18 を運行することになる。したがって、高速事業の乗合バス事業者が貸切バス
19 事業者に移業して、従来通りの利益を得ることができなくなる。

20 したがって、高速を事業とするバス事業者が従来通りに高速路線バスを
21 運行するためには、生活路線バス事業に参入するか、貸切バス事業に移業するか
22 の二者択一を迫られることになる。いずれを選択しても、乗合バス事業者の収益
23 を改善する目的は達成できない。また、場合によっては事業の廃業を余儀なくされる。

番号:1 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/06 18:05:24

細かいことですが、ここで「かえって」という逆説が出てくるのは文章として不自然です。

番号:2 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/06 18:06:37

生活路線バス事業への新規参入が困難になるので、既存の生活路線バス事業者の収益は改善されるのではないのでしょうか。

第1問

1 また、第4に7112、¹³¹²³乗合バス事業者は既存在の乗合バス事業者の経営を~~その~~安定を害しない路線での運行が認められる。

3 一方で、繁華街等に集中的にバスを運行すれば、利用客も多いことが事業者の収益増大につながらず。

5 しかし、バス事業者が都市部のような多数の利用客が見込まれる地域・場所で集中的にバス路線を展開すれば、かえって利用客の取り合いが生じてしまう。一方で、既存在のバス路線が運行しにくい地域での運行を認めることで、地域間の移動手段として、確実な利益を得ることが可能である。

10 よって、第4に7112は、既存在のバス事業者の利益を害すること、及び「公共交通の維持・拡大」という骨子の目的にと達する。

12 ~~なお~~ (5) 以上から、規制①に7112第3の1は22条1項に反する疑いがある。一方、第4に7112は22条1項に反しない可能性がある。

14 2 規制②の憲法適合性について 

15 (1) 規制②は、域外からの自家用車の乗り入れを禁止するものである。16 自らが望む方法で移動する自由が害される。したがって、移動の自由(22条1項)を害する。

18 (2) 移動とは、一方の地点から他方の地点へ生活拠点を移すことをいう。19 日常時に人は自らが望む場所へ行く自由が保障されている。20 人は公権力により、自らが望む場所へ行くことを拒まれる。

21 (3) そもそも、「公共の福祉」による制約が生じる。特に規制②は、22 域外からの自家用車の乗り入れを禁止するものである。~~域外から~~ 23 他方で、自家用車での乗り入れを禁じすぎず、他の手段を用いて、域外が

ページ:4

番号:1 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/06 18:08:23

問題となる規制①の構造の把握ができていないように思います。
憲法適合性を論ずる前提として、問題となる規制の内容を正確に把握することが必要なので、問題文をよく読んで、正確に分析しましょう。

番号:2 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/06 18:19:59

時間が足りませんでしたかね。

（第1問）

1 土域内へ向かうことは許容される。

2 したがって、規制目的と手段の合理的関連性があることが認められる。

3 (4) ア 規制②は、深刻な交通渋滞を解消する目的で行われる。

4 骨子第1の目的と「交通渋滞の緩和を図ること」にあるため、目的は
5 正当である。

6 イ さらに、規制の手段として、場所に応じて規制を及ぼす時間を変えたり、
7 規制の対象とする区域を変動させる。

8 確かに、土域外からの自家用車の乗り入れが減れば、交通渋滞
9 の緩和は一応期待できる。

10 しかし、土域内で自家用車を用いることは規制の対象ではないので、

11 深刻な交通渋滞を解消することになるか疑問がある。

12 また、第511条を具体的にどのような措置を用いて行うかを検討されている。

13 うように、目的と手段に合理的関連性があるといえる。

14 (5) 以上から、規制②については、22条1項に抵触しないがある。

15 以上

ページ:5

番号:1 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/06 18:12:23
第2文の「骨子第1の目的も〜にあるため」は、第1文と同じことを言っているだけなので、不要です。

番号:2 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/06 18:13:14
時間が無かったのだろと思いますが、文章として何を言っているのかよくわかりません。

番号:3 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/06 18:13:57
どういう意味でしょうか。
